

令和5年

建設文教委員会

3月8日

豊明市議会

# 建設文教委員会会議録

令和5年3月8日

午前10時00分 開会

午前11時42分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	服部 龍一	副委員長	林 ゆきひろ
委員	郷右近 修	委員	清水 義昭
委員	毛 受明 宏	委員	近藤 千鶴
議長	三浦 桂司		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主査	梅本 憲

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	伏屋 一幸	経済建設部長	伊藤 正弘
教育部長	藤井 和久	産業支援課長	秋永 亘正
農業政策課長	加藤 直美	土木課長	星子 恭士
都市計画課長	中野 忠之	市街地整備課長	川島 康孝
環境課長	塚田 力	学校教育課長	高木 安司
生涯学習課長	深草 広治	図書館長	水野 美樹

## 5. 傍聴議員

堀内 ちほ	いとう ひろし	中村 めぐみ	ごとう 学
近藤 ひろひで	青木 亮	宮本 英彦	鵜飼 貞雄
近藤 郁子	一色 美智子	ふじえ 真理子	近藤 善人

## 6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○建設文教委員長（服部龍一議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は4つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（三浦桂司議員） おはようございます。

議案4件、私も委員ですので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第11号 豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、議案第11号 豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について説明します。

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正、併せて条例の整備をするため、全部改正をする必要があるからです。

それでは、内容を説明しますので、1枚おめくりください。

本条例につきましては、もともと国が定めます放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関して従うべき基準及び参酌すべき基準を定めるものとして本条例を制定しています。しかしながら、実際には、国が定める基準を当てはめる形で事業を運営しております。今回、同基準の改正に伴い、条例の全改正を行うことにより、今後、国の改定に伴うそごがないようにするものでございます。

改正箇所について説明します。以下の4点になります。

児童の安全確保に関する計画策定等に関わる規定を新設します。感染症や非常災害の発生時における業務継続、再開を図るための計画を新設します。感染症等の予防及び蔓延防止のための研修、訓練の実施についてを追記します。事業者が利用者の移動のため自動車を運行する際の所在確認の実施に係る規定を新設します。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 最初に、放課後児童健全育成事業は、確認をしたいんですが、児童クラブと放課後子ども教室が対象ということで合っているのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） そのとおりでございます。

すみません。すみません。訂正します。児童クラブのほうが対象で、子ども教室は対象でございません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今回の議案の説明で、安全計画については感染症予防ということでしたが、それ以外に何か安全に関わる内容の変更というのはあるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 利用者の安全確保を図るため、設備の点検や日常生活における指導や職員研修等を含めた安全計画を策定して必要な措置を講じるということになっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 現行の条例のほうはかなりいろいろ詳しく書いてあるような条例にはなっておると思うんですけども、今回これを全部改正することによって逆に抜け落ちてしまうようなことというのは何かありますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、御心配されとるのは、現行法令では詳しく書いてあって、それがそのまま国のほうの基準になっております。今後、今度は文書が簡単にはなるんですけど、そのまま国のやつを読み取るようになることになりますので、漏れることがないということで今回の改正をさせていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今の話とも関わるんですが、数字を伴う基準もございます。従来の施設の基準として子ども1人当たりの広さなども規定されておるんですが、今回、国の基準がそもそも変更されているということはあるのでしょうか、広さに関しては。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） それはございません。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 今回、国の基準に合わせるということなんですけども、市の裁量でよりよい基準を決められる場所もあると思いますけども、今後、そういうものというのは

変更する可能性というのはあるのでしょうか。ないのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今後と言われるとなかなか難しいんですけど、今のところ国の基準に基づいてやっていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第11号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） それでは、議案第27号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、今後の土地利用計画、周辺の土地利用を総合的に勘案し、地区計画を変更する必要があるからです。

それでは、内容につきまして御説明いたしますので、1枚おめくりください。

条例の別表第1では、現在、地区整備計画区域を9地区定めております。その9地区のほかに寺池地区整備計画区域を新たに加えるものであります。

別表2では、寺池地区整備計画区域における建築物の制限を新たに加えております。

参考資料、新旧対照表の2ページ、3ページを御覧ください。

名称、寺池地区整備計画区域は、アでA地区とB地区に区分しております。そして、(イ)の建築物の用途の制限では、B地区に建築してはならない用途を掲げております。また、区域全体の制限として、(オ)の敷地面積の最低限度、(カ)の壁面の位置の制限、(ケ)

の垣または柵の構造の制限を定めております。

附則としまして、この条例は令和5年3月30日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 参考資料の図面で、議案質疑のときにもお話があったB地区というところは、用途の商業施設だったりというふうな住宅以外の用途を想定している位置づけというのは議案質疑のときにもありましたけれど、道路に面しているので、騒音の公害とか交通安全なんかを考えて設定されているという、そういう理解でいいか改めて確認をしたいです。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） B地区につきましては、生活利便性を高めるための住居系地区でも生活利便性施設を高めるための区域として第2種住居としております。そのため、こちらのほうでは住居というよりも商業的な店舗が建つことを誘導しておりまして、この中に入ってますA地区に関しては閑疎な住居系の環境を保たれるという考えで地区のほうを分けております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 B地区にもし住宅が建つとしたら、マンションみたいな大規模な集合住宅の可能性があったりするんですけどしたっけか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） こちらは地区計画の関係で、ちょっと条例改正とはずれてくるんですけど、今、区画整理を進めているので、その状況を御説明させていただきたいと思います。

このB地区には、地権者の換地の希望を取りまして共同で賃貸したいよという方を集めて大街区として換地をしています。そこでまちづくり協議会というのをつくりまして、先ほど都市計画課長からお話ししたように、地区の生活の利便性を上げるような施設の誘致

というのを考えてます。実際に地区の生活利便性を上げつつ、まちの価値を上げれる生活利便施設を誘致をしていくという形になりますので、マンションとかになりますと賃貸という形でのマンションという可能性はあるんですけど、どちらかというと、生活利便施設のほうが望ましいということで今進めているところです。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 まず、ちょっと基本的なことを聞きたいんですけども、A地区で第一種中高層住居専用地域、それと、B地区の第二種住居地域ということで、ちょっとこの違い、建物の建てられる違いをちょっと確認したいんですけども、例えば戸建ての住居の場合はどちらも建てられるのか、あるいは、先ほど出たまちづくりの協議会のほうで制限するということなのか。

それから、集合住宅の場合、これは同じようにA地区でもB地区でも建てられるのかどうか。

それから、店舗、お店もそれぞれで何か制限があるかどうか。

この3種類でお聞かせください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） まず、戸建の住宅につきましては、A地区でもB地区でも建てることができます。

次に、集合住宅についても、A地区でもB地区でも建てるすることができます。

店舗につきましては、B地区では第二種住居地域ということですので、1万平米以下のものが店舗として建てることは可能となっております。一種の中高層につきましては、規模が2階建て以下で、かつ床面積の合計が500平米以下のものが建てれるというふうとなっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 ちょっとさっきの確認なんですけども、戸建ての住居は同じように特に制限なく建てることのできるのか、まちづくり協議会でも特に制限などは設けないのかということ、それから、集合住宅、マンションも同じようなものが建てられるということで解釈していいのか、お願いします。



○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 用途地域の考え方と、あと、地区計画の考え方、今回規制します地区計画の考え方では、A地区もB地区も先ほど言われたものに対しては、集合住宅、あと、戸建ての住宅については両区域とも建てることはできます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 今、都市計画の用途制限の話で都市計画課長のほうからお話しさせていただいたんですけど、現実、区画整理事業でどのようにまちが埋まっていくかということも補足で説明させていただきたいんです。

まず、区画整理というのは、地権者から土地をある程度頂いて事業費として充てる保留地という部分と、それ以外で残った部分は地権者が自分たちの土地という形で換地を受けます。保留地というところは組合のほうでハウスメーカーに一括で売却するというところでこの前公表されました。そこはA地区のほうで戸建て住宅が並ぶというような形になります。残ったところは地権者のそれぞれの個人の土地になりますので、その個人の土地活用の意向というのを調べまして、できる限り有効活用していただくように区画を割りながらはめ込んでいくという形になります。あとは地権者の土地利用の意向に沿って、できる限り有効活用してもらうようにまちづくり協議会のほうで誘導してますので、そういった中で生活利便施設、店舗とか、そういった形になると思うんですけど、そちらのほう望ましいという形で今進んでいるところです。ですので、個人で利用したいよという方はアパートとか、建てられることになると思うんですけど、共同で賃貸したいよという人をA地区のほうに集めて誘導してますので、そういった形でアパートとか、そういったことは現実的にはあまりないのかなというふうに今進んでます。

（B地区のほうにの声あり）

○市街地整備課長（川島康孝君） ごめんなさい、B地区のほうに。共同で賃貸したいよという方は幹線道路沿いのB地区のほうに集めて、生活利便施設を誘致していこうということでまちづくり協議会のほうで進めてますので、個別でアパートとかを建てたりとか、そういった形の活用というのは幹線道路沿いのほうにはないものという形で進んでます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ちょっと説明が今分からなかったんですけど、ここって減歩というのはあ

ったんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 区画整理は必ず減歩がございまして、基本的には平均の減歩率が40%ちょっと減歩という形になります。その減歩のうち半分ぐらいは公共用地、公園とか、道路とか、そういった形の減歩と、それから、残りの半分ぐらいは保留地の減歩という形で減歩を受けてます。保留地のほうは大体1.5ヘクタールぐらい保留地という形で皆さんから土地を出していただいて、それをハウスメーカーに一括で売って事業費に充てていくというのが区画整理の進め方になります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 その減歩した部分というのがこのA地区のほうに包括されるということではいいですかね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 今回の区画整理は住居系の新市街地整備になりますので、基本的には住宅需要の受皿を整備するというのが大目的になります。ですので、保留地はハウスメーカーに一括で売って、戸建ての住宅を建てていただくという形になってます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと基本的なことなんですけども、1つが仮換地と換地処分の時期、もう一点がこのA地区の第一種中高層住居専用地域、高さ制限というのがあるのかなのか。あれば何メートルか教えてください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） まず、仮換地の時期なんですけど、仮換地はもう既に、仮換地がされないと工事が始まらないので、もう既に令和3年に仮換地指定して工事が進められて、この先の話をお話すると、令和5年度中ぐらいに工事のほうは終わって、令和6年度ぐらいから建築のほうが始まっていくんじゃないかなというような感じになります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかに。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 高さ制限についてです。第1種中高層につきましては絶対高というものが設けてありませんので、高さ制限としましては、隣地斜線ですとか、あと、道路斜線ですとか、そういったものの斜線制限が用途によって決められていますので、そちらのほうの斜線制限が入ってきますので、隣地の距離と、あと、道路の距離によって建物の高さが決まってくるということになります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 商業施設とかも可能なというBの地区なんですけども、このBの地区をなぜ3.3ヘクタールですか、約3.3ヘクタールにしたのかということと、これに関連するのと同時に質疑しますが、平手豊明線から南側に向かってどれぐらいの幅があるかちょっと分からないですけど、なぜこの幅にしたのか。同じく、瀬戸大府東海線からの幅ですかね。今、図を見ると道路までみたいな感じになっているんですけど、なぜこの幅にしているのか、L字の幅というんですかね。なぜ3.3ヘクタールにしたのかということ、なぜこの幅にしたのかというのをお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 区画を区画整理の中でつくっていく上で1区画の大体の幅というのがありまして、それは道路の間を真ん中で線を割って分割したときに一戸建てが建てられるような幅にしてきます。ですので、大体、奥行き50メートルぐらいで1区画つくってくというのが区画整理の区割りの仕方の大原則になってます。ですので、このB地区の奥行きが50メートルから60メートルぐらいというのは、真ん中で線で割って分割して家が1戸ずつ建てられるような幅になっていると。

3.3ヘクタールというのは結果論でございまして、幹線道路沿いはできる限り高度利用をするということが用途の大原則になりますので、この平手豊明線と瀬戸大府線沿いの先ほどの50メートルとか60メートルの奥行きでL字でラインを引いたら結果的には3.3ヘクタールになったということです。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ということは、このBの地区の大きな幹線道路に商業地を接するように建てるというような考え方がまず1つできると思うんですけども、その裏側というんですか、新しく道路ができるのかどうか分かりませんが、ア、イ、ウと書いてあるところからずばっと道路ができるのかちょっと分かりませんが、その裏側にも商業地が建って、そちらも出入口になるような可能性はあるということだと思いますか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） ア、イ、ウにつきましても、アとイの部分については道路が入る予定をしております、区画整理で。そこの延長上ということでイとウが結ばれるという形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 清水委員。

○清水義昭委員 ごめんなさい、ちょっとごめんなさい、質疑の仕方が変だった。

Aの地区とBの地区の境目のほうにも商業地の出入口が来るような形での商業地の誘致というか、建築がされる可能性があるということでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） まだ具体的な企業が決まってませんので、これから協議してくという形になりますけど、ちょうどウの前の道路からB地区のラインの内側の道路というのは、通常、区画整理ですと6メートル道路というのが基本になるんです。だけど、8メートルの道路で広がっておりますので、可能性としてはそちらのほうで出入りしても大丈夫なような想定で区割りをしています。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、A地区とB地区と半々でということ、結構、商業地区が多いんじゃないかなと思ってるんですけども、平手豊明線のほうも同じように商業施設ができるように引いてるんですが、豊明市の全体というか、都市計画を見ると、平手豊明線の二村台のほうというのは住居地域というふうになってるんですけども、なぜこのB地区のほうはこういった商業施設が建てられるような第2種の住居地域、ここの部分だけそういうふうな形になっているはなぜなんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） こちらの平手豊明線につきましては、将来的に名古屋市のほうに抜ける都市計画決定がされておりますので、そちらのほうからの流れもあり、かつ瀬戸大府線と交差する部分ということで、こちらのほうのにぎわい創出というのが必要だというふうに市全体を考えてそのように計画をして指定したということになっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 新しい条例のほう、改正案のほうで（イ）のところ、Bの地区の（イ）のところ、次に掲げる建築物は建築してはならないということで4項目ほど上がってますけども、なぜこの4つを建築してはならないというふうに定めるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） こちらのほうは第1種住居から第2種住居になると建築できる可能性が増えてくるもの……。すみません、第1種中高層と比べて第2種住居では建築できるものとなっておりますので、第1種中高層で住宅系の閑疎な住宅環境を守るためには、第2種住居のところそのような用途の建物がないほうが閑疎な住宅環境が保たれるだろうということから、このようなものを建ててはいけないというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 このB地区で、先ほど、1万平米以内の店舗というと非常に大きな店舗ができるような形になると思うんですけど、そうすると、ここの地区外の人でも来れたりとか、市外からも来れるような、それぐらい大きなものができるような気がするんですけども、そうすると、駐車場も確保する必要があるかなと思ってますが、駐車場の例えば大きさだったりとか、そういうものというのは特に制限はされてないのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 商業施設はこれからになりますので、1個ではなくて複数の店舗が来るということを想定してます。今の駐車場の話になりますと、大規模小売

店舗立地法という大店法というのが1,000平米を超える場合は県にいろいろと駐車場とか、発生交通量とか、そういうの見込みを出して、審査を受けて、周辺環境に影響がないよというところを認可を受けなければなりませんので、そういったところでしっかりと整理されてくると思います。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 どういった店舗が来るかというのはちょっとまだ分からないということなんですが、どういう商業施設が来るかとか、そういったものというのは市の意向だったりとか考えというのは反映されるようになってるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 先ほど、まちづくり協議会というお話をさせていただきました。それはこのB地区に共同で賃貸したいよという方を集めて協議会を結成してます。その中に区画整理組合の役員さん、これは荒井にお住まいの役員さんになるんですけど、とか、市街地整備課の職員とかも含めて、どうやったらこの地区が魅力のある住環境になるか、それから、生活の利便性が上がるかという視点で誘致を進めておりますので、そういった感じで我々のほうから助言させていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 区画整理には調整池と公園が必要なんですけども、調整池のほうは、ちょっと説明があったかもしれない、従来より大きいのか、また、公園はよく調整池の上に公園を造るパターンがあるんですけども、そういう計画ですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 調整池はこの区画整理規模になりますと想定される最大規模の調整池をこちらは設けております。それはA地区のところの公園の下に調整池を設けていると。その上に公園、4,600平米、ちょっと大きめの公園ができて、そこも地区の人たちとワークショップをしながら地域の魅力を高めるような公園にできるように今進めているところです。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 オの建築物の敷地面積の最低限度の面積ということで160平米になってます。これ、もともとの寺池の地区計画で見ると200平米になってるんですね。あと、もともとの条例を見ると、例えば榎山とか勅使台団地とか、その辺は200平米になってるんです。ですけども、今回この寺池は200から160に減らして、より小さいところで戸建てが建つような、そういうふうな変更になってるんですけども、この変更をされた理由をお聞かせください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 寺池地区がもともと200というのは、都市計画決定されてるものは建蔽率が60の……。

もともと調整区域だった頃と比べてということですかね。もともと容積率というのは、もともとのこの160、最低敷地の160というのは、もともと寺池地区には定められてなかったもので、今回は地区計画の建築物の制限をかけるということで160というのを新たに加えるということになるんですけど。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 200というのは、今、都市計画課長は容積率の話をしたんですが、事業計画上の計画人口を出すために、1区画当たり200平米、いわゆる60坪だったらどれぐらいの人口になるのかなという形で計算してるものになりまして、あくまでも事業計画上の想定面積になります。現実的には区画整理のほうで保留地とかを出して売ってかなきゃいけないですし、実際、今の現在のトレンドとしてどれぐらいの面積が妥当なのか。縛り過ぎず、なおかつ広げ過ぎずということで、実際は200平米で戸建てができる可能性もありますけど、どこまでだったら無理な制限にならないかということを考えてったところで、今、妥当なのは50坪が妥当だろうという判断で最低敷地160平米を設けてます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 あとは都市計画審議会でもA地区、B地区の区画の割り振りだったりとか建築の制限についていろいろ反対の意見も出てたんですけども、そういった意見というのは何か反映されているのか、今後反映させていくのか、その辺りをお聞かせください。

い。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 都計審で今回の都市計画決定について審査を諮りまして、それで賛成多数で可決はいただいているんですが、委員の中から様々な意見をいただいております。その意見については、区画整理組合のまちづくり協議会であったり、消防署であったりに御報告させていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほど、次に掲げる建築物は建築してはならないというところで質疑させていただいたんですけども、どうやって表現したらいいんだ。宿泊所、休憩施設というのかな、それでさせていただきたいんですけど、そういう類いのものはこれはできちゃうというふうな感じですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） ホテル、旅館は建築できる用途となっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 これ、本会議でも質疑があったんですけども、この地区計画の住民説明会、参加が4人と。そのうち地区外が1名ということだったんですけども、この区画整理、ほとんど市街化区域の都市計画税が使われているということもあるので、そういった地区外の方の意見というのは、この1名の参加だけしかなかったみたいですけども、今後聞く機会があるのかどうか。それから、そういった意見を聞いて反映していくというのはあるのかどうか、お聞かせください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回、説明会、都市計画決定をするに当たり、まず、原案を作成しまして、その原案について説明会を実施しております。その説明会を実施するに当たり、広報であったり、ホームページであったりで広報しておりまして、来られた方々が結果として4名ということになっております。ただ、その後、原案の縦覧、あと、都



市計画案の縦覧ということで、2回縦覧のほうを行っておりまして、そちらについても広報で縦覧のほうを呼びかけております。そこで意見のほうもあれば提出していただくというような形で行っておりますので、地区外の方に関しても御案内はできているというふうを考えております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの確認というか、質問ですけども、先ほど清水委員から建物の用途制限で質問があって、ホテルは建設できると。それが生活利便施設なのかどうかというと、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、なぜホテルはできるようなものになってるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） ホテルにつきましては、第2種住居の地域ということでホテルが建設可能ということの用途になっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 議案第27号ですけども、反対の立場です。

大きく3点ほどありますけども、詳しくは本会議ですけども、まず1点目は、やはり第2種住居地域というのは非常に広く取り過ぎているということが問題ではないかなと思います。やっぱり寺池地区はそういった子育て世帯だったりとか、生産年齢人口を獲得するためにやっているというところがありますので、生活利便施設といいながら、商業施設で、しかもホテルまでできるというような、そんなまちづくりというのはやっぱり非常にもったいないというか、ないんではないかなというふうに思います。せめて大通り、瀬戸大府線沿いだけならまだ理解はできますけども、これを半分もそういったものにするのはやっぱり違うんじゃないかなと思います。

それから、敷地面積の最低限度が160平米ということも、やっぱり一般の家庭で緑地というか、庭を造ったりだとか、あとは敷地面積を減らしていくとやっぱり地震とか火災の災

害のリスクも高まることもあるので、やっぱりこれから何十年も暮らしていただきたいというような場所でもありますので、やっぱりそういうゆとりあるまちということで200平米は必要なのではないかなというふうに思います。

それから、最後に、やはり都市計画税が充当されているものですので、そういった市街化区域の方の意見もあまり聞けてないような状況ですので、幅広く聞いて、まちづくりに生かしていくべきじゃないかなと思いますので、この議案は反対いたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第27号に賛成の討論をします。

県道に加えて、平手豊明線の面しているところにも商業施設に活用されるであろうB地区の設定をしているというのは僕は適切じゃないかなと思っています。この道路自身の二村山の道路そのものの開通状況と交通量というのも非常に関係をするとは、長い年月、思いますし、また、ここに道路に既に面している住宅地の在り方については、私の意見で言えば、40年前であれ、50年前であれ、そうであるべきじゃなかったかとは思いますが、以前も一般質問でもお話しさせていただいたとおり、現に住民の方から増えてきている交通量の車両から発せられる騒音の苦情、緩和策をとということをお聞きしていただきましたから、こういった機会に新たに今からつくれる市街地の整備にはそういった住民の皆さんの意見をぜひ反映していただきたいというふうに思うんです。その設定の仕方とか、区画の長さ、深さとか、そういうのはいろいろあると思っていて、ちょっと具体的にこうというのはいませんが、自分の観点で商業施設に使うというその位置づけは分かりましたが、先ほどお話ししたように、よかれと思って住居設定はすることはあるにしても、とりわけ戸建て住宅は後々の住民の苦痛の元にもなる可能性、ここ、しかも自分でも通って、速度制限50ですよ、今も。非常にそういう点を踏まえるべきじゃないかというふうに思うので、案に賛成です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 議案第27号について賛成といたします。

まちづくり協議会のほうでよく話し合われているということですので、場所的には幹線道路2面に面し、立地としてはすごい好立地な場所じゃないかなと思っています。そして、市民の方にもやはり北からずっと豊明のほうへ入ってくると顔的なところにもなるんじゃないかなということ、名古屋岡崎開通前の顔となるんじゃないかなということと、また、やはり商業施設というのはすごく期待度が高いものですから、しっかり協議会のほ

うでも今後話し合われると思いますので、その辺のことをしっかり踏まえて生活利便の施設ということで検討もひとつ進めていっていただきたいなと思いますので、以上で賛成いたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 議案第27号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、この幹線道路、瀬戸大府東海線、それから、平手豊明線沿いに商業施設を誘致というか、建ててもいいよということは大きく賛成です。幹線道路沿いはやっぱりにぎわいがあると思いますので、賛成です。

ただ、この商業施設に来られる方は近隣の方以外だと車で来られる方が非常に多くなるというふうに思いますので、先ほど質疑させていただいたAの地区とBの地区の例えば境目のところだとかってなると、多分Aの地区は住居が相当多いだろうと思いますので、その辺りに車が流れ込んでいってしまったりだとか、それから、Aの地区、本当に閑静な住宅街になるようなところに抜け道として車が入っていくような形になると住むのにもちょっと困ったなということになってしまうと思いますので、そこら辺は注意しなければならないのかなというふうに思ってます。

また、このすぐ近くに消防署があります。消防署というのか、消防庁舎がありますので、消防活動に影響が出ないように、物すごい渋滞になったりとかして消防車が出れないとか、救急車が入れないとかってなったら困りますので、誘導できるかどうか分かりませんが、そういうところに影響がないような形にさせていただきたいなというふうには思います。

それからですけど、宿泊施設というか、休憩施設というものができますよというような御回答でしたけども、純粋な宿泊型のものでしたらいいんですけども、ちょっと懸念するのは青少年健全育成を阻害するやないわゆる休憩施設というものが各地で建設反対運動みたいなやつがあったりしますので、そういうところが制御できるかどうか分かりませんが、なるべくそういうことが起こらないような形にさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 豊明の問題というのは少子高齢化で、生産年齢人口を増やさないと財政を圧迫するばかりで、200平米以上というのは、実際、若い世代が購入する場合、住居、4,000

万、5,000万以上となってちょっと手が届かないということで、今の時期、この160平米というのは適正なのかなと私は思います。私の住む地域でもなかなか若い世代とか、親との同居を望まないという世代が多くて、ただ、私も下流地域に住んでおりますので、これは田畑を埋め立てての開発となりますので、豪雨時に一気に雨が下流に押し寄せないように対応、いろんな対応を取っていただきますけども、十分取っていただくことを要望して、賛成といたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第27号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第27号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第12号）についてのうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

塚田環境課長。

○環境課長（塚田 力君） 議案第29号 令和4年度豊明市一般会計補正予算書（第12号）のうち環境課が所管する主なものについて御説明いたします。

補正予算書60、61ページをお開きください。

60ページ下段、4款1項4目 環境衛生費を54万円減額いたします。

右のページ、説明欄を御覧ください。

これは主に電算管理委託料を犬猫所有者のマイクロチップ装着義務化に対応するため犬の登録管理システムを改修する予定でしたが、本年度、日本獣医師会のワンストップサービスに参加することを見合わせたことで改修が不要となり、44万円を減額するものです。

次に、62、63ページをお開きください。

上段、4款2項1目 清掃総務費を2,673万8,000円減額いたします。これは東部知多衛生組合議会において補正予算が議決され、負担金の額が確定したことによるものです。

続きまして、歳入を御説明いたします。

補正予算書30、31ページをお開きください。

30ページ下段、20款5項3目 雑入です。

右ページ、雑入の説明欄、一番下の行を御覧ください。

資源売却金を470万円増額いたします。これはスチール、アルミなど鉄類、新聞などの紙類の資源売却単価の上昇に伴い、増額するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 続きまして、産業支援課所管分について御説明いたします。

歳出より主なものを説明いたしますので、62ページ、63ページをお開き願います。

下段、5款1項1目 労働諸費、労働事業、右側説明欄、移住支援金は、首都圏からの移住支援の申請がなかったことにより減額するものです。

続きまして、66ページ、67ページをお開きください。

中段、7款1項2目 商工振興費、商工業振興補助事業、右側説明欄、一番下の行、経済環境適応資金信用保証料助成金は、当初の見込みに対して申請件数が少なかったことにより減額するものです。

その1段下、3目 観光費、観光振興補助事業、右側説明欄、市観光協会補助金は、新型コロナウイルス感染拡大により桶狭間古戦場まつりが実施できなかったこと等により減額するものです。

続きまして、歳入を御説明しますので、22ページ、23ページをお開き願います。

15款2項4目 労働費県補助金、労働諸費補助金、右側説明欄、首都圏人材確保支援事業費補助金は、首都圏からの移住支援の申請がなかったことにより減額するものです。

以上で産業支援課所管分の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤直美君） 続きまして、農業政策課所管分について御説明いたします。

歳出より主なものを説明いたしますので、64、65ページをお開きください。

上段、6款1項1目 農業委員会費、農業委員会事業の説明欄、農業委員会委員等報酬は、年額加算分の財源である農地利用最適化交付金が農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員皆様の活動実績等により額が確定したため、増額するものです。

3目 農業振興費、農業振興事業の説明欄、電算関係委託料は、本市の水田情報を国のシステムにデータ移行するために予算措置しておりましたが、委託契約を県が一括して行うこととなったため減額するものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、18、19ページをお開きください。

中段、14款2項4目 農林水産業費国庫補助金の右側説明欄、水田農業経営所得安定対

策推進費補助金の減額は、先ほどの歳出で御説明した電算関係委託料の減額をはじめ、国の補助金額が確定したためです。

22、23ページをお開きください。

下から3段目、15款2項5目 農林水産業費県補助金の右側説明欄、農地利用最適化交付金の増額は、交付額が確定したためです。

以上で農業政策課所管分の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 星子土木課長。

○土木課長（星子恭士君） 続きまして、土木課が所管するものについて御説明いたしますので、補正予算書64、65ページをお開きください。

最下段、6款1項5目 農地費、土地改良事業、右側説明欄2段目、県営土地改良施設耐震対策事業等負担金782万4,000円の増額は、愛知県が主体で行っております勅使池耐震対策事業等に伴う負担金の増額でございます。愛知県が令和5年度事業の前倒しを行うことから、歳出予算の増額変更をするものです。

その下、県営たん水防除事業は、愛知県が主体で行っております大久伝排水機場の更新に伴う負担金でございます。事業費の確定により54万6,000円を減額変更するものでございます。

続きまして、68、69ページをお開きください。

上段、8款1項2目 維持管理総務費、維持管理総務事務事業、右側説明欄最下段、急傾斜地崩壊防止事業負担金の80万円の減額は、愛知県が行います三崎町社地内の急傾斜地崩壊対策事業の負担金が確定したためです。

下段、2項1目1の道路維持事業、諸負担金285万1,000円の増額でございます。こちらは愛知県が行っている皆瀬川の護岸改修工事に伴う負担金の増額です。事業完了を早めて令和4年度中に完了するために増額をするものです。

2項1目2 道路管理事業、道路用地購入費3,963万1,000円の減額は、県道名古屋岡崎線事業に係る市道用地購入執行残によるものです。

次のページ、70、71ページをお開きください。

上段、3項1目 河川新設改良費、右側説明欄、河川改修工事費2,324万5,000円の減額は、排水路設置工事の執行残です。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、30、31ページをお開きください。

下段、20款5項3目 雑入の右側説明欄、県公共補償は、県道名古屋岡崎線事業に係る市道用地購入の公共補償が確定したためです。

その下、柿ノ木地区企業庁清算金は、柿ノ木工業団地造成地内の既設農業用水管の付け

替え工事に係る愛知県企業庁からの精算金が確定したものでございます。

続きまして、地方債の変更について御説明いたしますので、8、9ページをお開きください。

こちらは歳入、21款 市債の説明ともなります。土地改良施設耐震対策事業は愛知県が行っております勅使池耐震対策等に伴う負担金に対する市債でございます。愛知県が令和5年度分の事業を前倒しを行うことから、歳出予算を増額計上し、790万円を増額変更するものです。

湛水防除事業は愛知県が主体で行っております大久伝排水機場の更新に伴う負担金に対する市債でございます。事業確定により30万円減額変更するものです。

続きまして、その下、廃止について御説明いたします。

排水路設置工事は寺池地区の排水路設置工事でございます。財源調整の観点から市債の発行を取りやめ、全額減額といたします。

以上で土木課所管の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 続きまして、都市計画課所管分を御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、70ページ、71ページをお開きください。

下段、8款4項1目 都市計画総務費、3 都市計画事務事業のうち、説明欄、上から6段目、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金は、補助金の確定により減額するものでございます。

その3段下、親との同居・近居購入費補助金についても、同様に補助金の確定により減額するものでございます。

3目 街路事業費、街路事務事業、説明欄、調査測量設計等委託料の減額は、県道名古屋岡崎線に接続する市道、都市計画道路、桜ヶ丘沓掛線及び大根若王子線の修正予備設計業務委託及び用地測量業務委託を行わなかったため減額するものでございます。

続きまして、72、73ページをお開きください。

7目 緑化事業費、説明欄、上から3段目、都市緑化推進事業補助金は、補助の金額が確定したため減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、22ページ、23ページをお開きください。

下段、15款2項7目 土木費県補助金、説明欄、元気な愛知の市町村づくり補助金は先進的な取組に対して補助がされるもので、今回の500万円は指定管理による公園と墓園の包括管理が採用されたものでございます。

続きまして、26、27ページをお開きください。

上段、15款4項2目 土木費県交付金、説明欄のあいち森と緑づくり事業交付金は、補助金の確定により減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、学校教育課所管分について歳出から説明しますので、76、77ページを御覧ください。

教育振興費は3,035万2,000円の減額です。これは主に修学旅行キャンセル料等の補助金の執行が少なかったこと及び会計年度職員の報酬の執行残でございます。

続きまして、78、79ページを御覧ください。

下段の小学校費のうち学校管理費は1,161万1,000円の減額です。これは主に小学校人件費の減額となっております。当初予定しておりました少人数学級における市費教員人件費の一部が県費負担となったため減額するものでございます。

続きまして、80ページ、81ページを御覧ください。

下段の中学校費のうち学校管理費は491万2,000円の減額です。これは栄中学校のテニスコートに沿ってありますフェンス改修工事が不落に終わったことによるものでございます。

それでは、歳入について説明しますので、18、19ページを御覧ください。

最下段の教育費国庫補助金のうち学校施設整備費補助金は6,909万7,000円の増額となっております。これは主に3中学校で現在行われております繰越工事でもありますトイレ改修工事の内示額に合わせて計上するものでございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。

教育費県補助金でございます。教育振興費補助金1,074万1,000円の増額につきましては、説明欄に書いてあります5事業の補助金の内定額が確定したことによるものでございます。

26ページ、27ページを御覧ください。

17款の寄附金のうち教育費寄附金の5万円につきましては、市内在住者からの寄附になります。中央小学校への本の購入との要望がございますので、81ページの説明欄にありますとおり図書購入費に充てる予定でございます。

さらに8ページにお戻りください。

繰越明許費補正では給食センター活動事業の353万1,000円の追加です。これは集金システムの今改修を進めておりますが、一部金融機関のシステム改修が年度内に終わらないために繰り越すものです。



以上で学校教育課所管分について説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 深草生涯学習課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 続きまして、生涯学習課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書82、83ページをお開きください。

10款4項1目 社会教育総務費につきましては、青少年健全育成モデル地区団体がなかったことによる補助金の減額分でございます。

続きまして、10款4項2目 公民館費につきましては、主に南部公民館リニューアル工事も未実施に伴い、南部公民館で使用する予定であった備品購入費の減額分でございます。

続きまして、84ページ、85ページを御覧ください。

10款4項4目 文化財保護費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、文化継承事業を行う団体への抗原検査キット配付に係るキット購入費の執行残でございます。

続きまして、84ページから87ページを御覧ください。

10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策の影響を考慮し、規模縮小、未開催となったスポーツイベントの委託費、さらにはスポーツ推進委員報酬の減額分等でございます。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 水野図書館長。

○図書館長（水野美樹君） 続きまして、図書館所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の82、83ページをお開きください。

下段、10款4項3目 図書館費においては、予算執行予定残額を減額するものです。右側説明欄、一番下の図書館備品購入費につきましては、南部公民館リニューアル工事が延期になったことに伴う減額となっております。

以上で図書館所管の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

ここで会議の途中ですが、10分間の休憩といたします。

午前11時4分休憩

午前11時14分再開

○建設文教委員長（服部龍一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤千鶴委員。

○近藤千鶴委員 77ページをお願いします。

教育費です。教育振興費の減がかなり多いんですけど、これはコロナでの学級閉鎖とか、影響があるのか。それ以外でももしあればお願いいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 全てということではないんですが、影響は当然ございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 高木課長、マイクをお願いします。

○学校教育課長（高木安司君） すみません、全てではございませんが、やはり影響を受けたという感じでその減額が出ております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございせんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 69ページ、下から2つ目の道路用地購入費の3,963万1,000円の減ということで、これは名古屋岡崎線の関係ということだったんですけども、もともとの予算がどれくらいで、どれくらい執行できたのか。金額が結構大きいですので、こんなにも残った理由をお聞かせください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 当初予算につきましては6,688万5,000円でございます。こちらは愛知県が実際に用地交渉を行いまして、愛知県による購入の実績ということになりますので、この額で確定したということになります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございますか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 今の道路購入費の上のところですけど、道路維持事業285万1,000円の増額ということで、これは皆瀬川の護岸の改修、復旧というのか、というところだとは思いますが、内容的にはこれは附帯工か何かの負担金になるんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちら、皆瀬川の護岸につきましては、護岸の上に道路がありますので、その道路分の負担金をお支払いしております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 61ページだったと思います。

環境課の説明のところ、犬猫のマイクロチップか何かの加入を見合わせた云々という説明があったと思うんですけど、これは何でした。何で見合わせたのか、お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 昨年6月からマイクロチップの義務化のほうが始まりました。犬猫の飼い主の方についてはマイクロチップのほうを犬猫のほうにつけることが義務づけられたんですけれども、そのほうのマイクロチップのデータがセンターのほうに行ったものを市町村のほうに送られてくるというものに参加するのがこの電算改修委託料だったんですけれども、現在、市のほうでは狂犬病予防法に基づく犬の登録は過去からずっと今もやっております。それにつきましては市民の方が窓口や動物病院で手続きして手数料を払って登録してもらうんですけど、そのサービスも一緒にワンストップサービスのほうでやっていたというふうに当方も思っていたんですけれども、いざ義務化が開いてワンストップサービスを開きましたところ、ICチップの情報、マイクロチップの情報だけがワンストップサービスのほうで流れて市町村のほうに送りますよと、それに参加しますかということだったんですけど、引き続き今までやっていた市町村の犬の登録のほうは別でやってくれということなので、そうしたら市民の方には二度手間になってしまいますので、何もワンストップになってませんので、私たちのほうはそこのほうの参加のほうを豊明市としては踏みとどまってるんですけれども、ちなみに愛知県内どこの市町村も参加しておりません。それを厚生労働省と環境省とその登録機関を請け負っている日本獣医師会のほうで今協議のほうを進められてまして、市町村のほうの要望が通ったことになった暁には私どもも参加したいなというふうに考えて、今回は減額しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

近藤千鶴委員。

○近藤千鶴委員 81ページ、お願いします。

栄中学校のテニスコートの営繕工事費ですけど、これが入札が不調になってできなかったということなんですけど、フェンスが壊れてるそのままの状態での使用はどのようにされるのか、お願いいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 委員が御心配されるとおり危険なものですから、今回、600万弱の9月に補正いただいた中で一部100万円ほどちょっと執行させていただいて、その部分で補強だけして、新年度また新しく改めて入札を行いたいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 71ページの一番上の河川改修工事費ですけども、たしか寺池の排水管の工事費というふうに聞きましたけども、まず、もともとの金額が1億1,400万からかなり減額になってるんですけども、これが減になった理由と、それから、財源、先ほど財源調整ということでおっしゃってましたけども、地方債から一般財源にされた理由、どういう経緯というか背景で財源を変えたのかということをお聞かせください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 寺池排水路設置工事の補正減につきまして、当初予算では全て暗渠の部分についてはボックスカルバートで設計をしておりましたが、一部、ヒューム管という円形のコンクリート管に変更いたしました。当初の予定では水道管の支障によりましてボックスカルバートしか設置できなかったということがあったんですけども、執行前にいろいろ水道企業団との協議を行いましてヒューム管の設置が可能となったため、安価な施工となりました。

続きまして、市債の取りやめなんですけども、こちらの市債については交付税措置がないため、市債を取りやめて財政の運営を図るということを聞いております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

近藤千鶴委員。

○近藤千鶴委員 25ページをお願いします。

県費の教育県補助金です。教育振興費補助金の中の外国人児童生徒の補助金ですけど、

この時期に870万円余の増額となっている理由はどんなことがあるのでしょうか。お願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） もともとこれは県費ですので、県の補助要綱に基づいてお支払いしております。当初600万程度、補助の割合が低かったものですから600万程度を計上しとったんですが、県のほうが地元の県会さんをはじめ、議員さんにも御協力していただいて県のほうに働きかけていただきまして、要綱が変わって補助が増えましたので、その分が増額となっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今回の補助金ですけども、77ページの教育振興事業の中にあてがっていると思うんです、この補正予算の表からいくと。ただ、この中の事業、説明の中の事業には多分あてがってないと思うんですけど、どの事業にあてがったのかというのって説明できますでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今回補正ですので、歳出のほうで補正の対象にならないところは歳出で上がってきませんので、全て合うというわけじゃなくて、入がたまたま増額せないかんということで今回これを上げさせてもらったので、どれがどれと言われると、該当するやつも、例えばスクールソーシャルワーカー活用事業につきましては、77ページにありますスクールソーシャルワーカーの報酬が当たっております。そういった形で当たっているものもあるんですが、全てここに記載されとるということではないので、一個当たるとるか当たってないかを御説明したほうがよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 清水委員。

○清水義昭委員 この876万8,000円というのは……。

（これですねの声あり）

○清水義昭委員 そう、そう、下から3段目のやつ、876万8,000円というのは、今ここの説明欄の中にある事業には多分当たってないと思うんです、補助金の性質からいって。この財源振替が起きた876万8,000円というのはどの事業に当たっているのかというのを御説明いただければと願います。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 失礼しました。全てこの5事業の話をされとるかなと思いましたが、勘違いしてました。今の外国人につきましては、もともとプレスクールの関係、プレクラスの委託料と、あと、市の職員であります日本語教育の指導員がおりますので、その人件費も見ただけということでこの事業費になっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページが84、85です。

10款 教育費、社会教育費の文化財保護費で文化財保護補助金だったと思うんですけど、検査キットの執行残だったと思います。自分も賛成した記憶があるんですけど、これ、執行の様子というのはどんな感じだったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今、御質問いただいた検査キットのものについては、この85ページのところの消耗品の150万のところに当たっております。内容的には地域の文化継承団体の活動の中で新型コロナウイルス感染症の対策ということで補正予算の中でお認めいただいたものでございますが、申請としては5団体のところから、5つの団体から御申請をいただきました。ただ、実際にキットが使われたのはその中で2団体というような結果でございます。

終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 79ページの教育総務費の一番下にあります放課後児童支援員の処遇改善の補助金ですけども、対象は何件分で予算を設定して、何件分が余ったのかということ、ちょっと余っている金額が多いような気がするのですが、該当されている方がちゃんと漏れなく処遇改善されているかどうか、そういったことは確認できているのかということもお願いします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 当初予算では83名を想定しておりまして、実際に申請が

あったのは44名でございます。今、漏れとるかどうかという御指摘がございましたが、事業所にも確認して精算しておりますので、漏れてないというふうに確信しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 71ページ、都市計画事務事業の中段、事務事業の中段の住宅・建築物安全ストック形成事業の補助金153万9,000円、これは3つぐらい、シェルターとか、除去とか、改修とか、それぞれありますけど、それぞれの内訳をちょっと教えてください。何が増えて減ったのか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金になります。当初の予定ですと、まず、木造住宅の耐震改修費補助金が7件の700万円、こちらのほうが4年度の実績としまして6件の600万円になっております。耐震シェルター整備費補助金のほうが当初が1件の30万円でしたが、実績としてはゼロ件となっております。もう一つ、戸建て住宅除去費補助事業になります。こちらのほうが当初予算では8件の400万円を予定しておりましたが、実績では10件の376万1,000円となっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 住宅除去は、ちょっと聞きづらかったのですが、400万は何件の400万ですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 住宅除去のほうは当初が8件の予定でしたが、実績のほうは10件となっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 8件の400万が10件の326万ということですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 10件の376万となっております。こちらのほうは1件が50

万円を上限としておりまして、10件全てが上限の50万円を満たしたというわけではあり  
ませんので、10件で376万1,000円ということになっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 83ページだと思います。多分、一番下じゃないかなと思うんですけど、  
南部公民館の図書室リニューアル延期という御説明がありましたけども、リニューアルが  
延期になった理由と延期になったことによる御利用される方への影響というのは何かあり  
ましたでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

水野図書館長。

○図書館長（水野美樹君） リニューアル工事の延期は工事の入札の不落によるものです。  
利用者への影響というのは今のところ特に聞いてはおりません。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページが76ページ、10款 教育費、教育総務費のふるさと応援奨学金  
は、もともとの予定と、減のどんなのでしたっけ。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） もともと5名分、150万で組んでございまして、執行がご  
ざいませんというか、要望がなかったものですから、今年度は。今回減額するものでござ  
います。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 65ページの一番上段の農業委員会の委員報酬91万6,000円、国県支出金  
が増えて一般財源が減った。これはいいことなんですけども、議員が農業委員会に入っ  
てるときは農地適正化利用何とか推進委員というのはなかったんですけども、今、農業委員  
のほかにこの適正化推進委員という方がおられますので、入と増の割合がよく分からない  
ので、農業委員会が幾ら増えて適正化推進委員会が幾ら増えたというのをちょっと教えて  
いただきたいんですが、意味、分かりますかね。



○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） 以前は議員の方が農業委員さんをされてたときには合計定員が17名お見えになりました。ですが、制度改正になって現在の形になってから農地利用最適化推進委員さんが6名、農業委員会の委員さんが11名という形になっております。内訳としましては、農業委員会の委員さんのうち、会長お一人、会長職務代理者がお一人お見えになります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（金額をの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） 金額につきましては、月額報酬については農業委員会委員の方が月額2万600円、農地利用最適化推進委員さんも同額の月額2万600円となっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

林副委員長。

○林 ゆきひろ委員 今のところで、まず、一般財源から国県支出金に変わっているのが107万7,000円になってるんですけども、これが何に当たるのかということと、もう一つ、その農業委員会の方が先ほど活動実績によって額が確定したということなんですけども、何か具体的に特別取り組んだことというのは何かあって増額されてるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤直美君） まず、農地利用最適化交付金の内訳でございます。こちらのほうですが、年額の加算報酬については91万6,000円が増額となっております。それ以外の事業としまして、会計年度任用職員の人件費や荒廃農地を防ぐためのリーフレット代の消耗品費に充当させていただいております。

あと、活動につきましては、国の示した委員活動目標が月に8日という形になっていましたが、本市の委員さんは平均11.7日ということで、県下でも4番目ということで、国の基準よりも多く活動し、内容につきましては、日々の地域の農地の見守りと、農地利用最適化推進委員さんにつきましては農地パトロールと農業委員会の総会にも必ず出席させていただいてるんですが、そのほかに農地利用最適化推進委員さんの打合せということで、実

際、現地調査を行ったり、私どもが出す手紙の内容の審議、こういったことをやっていた  
だいております。

以上となります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 71ページ、都市計画事業の同居・近居のお金の減って、当初予算があ  
って途中で1回補正で増えて、最後余った分がこれということでしたっけか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 後ほどお答えします。補正をしてなかったと思うんです  
が、一度ちょっと確認させていただいて、それでお答えさせていただくという形でお願  
いいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 17ページ、ちょっと所管の委員会と違っていたらすみません、17ペー  
ジの一番上、使用料、土木使用料ですけど、一番上の道路占用料259万9,000円減、これは結  
構大きいなと思ったんですけど、これは何でしたか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらの道路占用料は道路に埋設するガス管ですとか、そ  
ちらに対して占用料を頂くものです。占用料につきましては愛知県の県単価を準用させて  
いただいております、その単価が令和4年4月1日に単価改正がありましたので、減額を  
しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 先ほどの同居・近居の件ですが、途中で補正増はして  
おりませんので、当初予算からの減額という形になります。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 ということは、はやらなくなってきたということなんですかね。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁、いいですか。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回、当初予算で300件ほど見込んでおりました、予算としては1,858万5,000円を300件ほど予定してたんですが、件数としましては273件で1,709万5,000円の予算の執行という形になりまして、こちらの執行額で令和2年のときが一番多く、292件で1,830万円ほどの予算を使わせていただいておりますので、ちょっと300件というふうに見たんですが、ちょっとそこまで届かなかったという形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 17ページの一番上の、すみません、道路占用料のところでも申し訳ないですけど、聞かしてください。4月に県の単価が変わったというのは、これは収入減しているわけですから単価が下がったということだと思んですけど、これ、どの単位でどの価格、結構価格が下がったんですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 当初予算は改定前の単価で積算しております。その後に単価改定がありましたので、実際に入ってくる単価の価格に合わせて補正減しております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 星子課長、単価が下がってるんでしょうかと。

○土木課長（星子恭士君） 4月1日から単価は下がっております。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） いいですか。

（いいやの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号のうち本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号のうち

本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 令和4年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 議案第31号 令和4年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、議案書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は変更なく、歳入歳出予算の総額を960万円とするものでございます。

歳入から御説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

2款1項1目 繰入金の補正額は319万2,000円の減額でございます。繰越金が増額となったため、その分を減額するものでございます。

3款1項1目 繰越金の補正額は319万2,000円の増額でございます。これは説明欄の前年度繰越金が当初見込額より増えたため増額するものでございます。

次に、歳出を御説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

2款1項1目 維持管理費の説明欄、財源振替は、歳入の繰入金が減額し、繰越金が増額したため、107万2,000円を特定財源から一般財源に財源振替するものでございます。

3款1項1目 元金の説明欄、財源振替も同様に212万円を特定財源から一般財源に財源振替するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

清水委員。

○清水義昭委員 1つだけ、5ページの前年度繰越金319万2,000円増ですけど、有料駐車場の特別会計はもうなくなるはずですけども、前年度繰越金はこれでもう全てここを出し切ったということよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 前年度繰越金、おっしゃるとおりです。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第31号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前11時42分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

建設文教委員会

委員長